東芝ザ・用心坊のサポート体制

⚠お電話の際は、おかけ間違いにご注意ください。

ご契約から事故対応のアドバイスまでトータルにサポートします。

⚠ 万が一、事故・トラブルにあわれたら　すぐに用心坊110番へご連絡ください　24時間365日対応可能!

事故にあわれた際および自動車の故障やトラブル対応時のご連絡先

24時間365日 事故・故障受付、夜間休日の初動

▶用心坊110番　**0120-25-1104**

【受付時間】24時間365日 •おかけ間違いにご注意ください。

LINEでのご連絡はこちら

※用心坊110番とは受付経路が異なります。

商品・契約に関するお問い合わせ窓口

▶東芝保険サービス《CS推進部》

【受付時間】平日9:00～17:00
(土日、祝日および東芝保険サービス指定休業日を除きます。)

0120-1048-11

▶よくあるご質問

補償内容や事故時の対応方法、お手続きなど、さまざまなご質問の答えを24時間いつでも簡単にご確認いただけます。

Webで　東芝保険よくあるご質問

•ご使用の端末や環境によっては一部ご利用いただけない場合があります。

保険に関する苦情・ご相談窓口

▶東芝保険サービス《お客さま相談室》

【受付時間】平日9:00～17:00
(土日、祝日および東芝保険サービス指定休業日を除きます。)

0120-994-899

お客さま向けインターネットサービス

損保ジャパン マイページ

https://www.sompo-japan.co.jp/mypage/

便利なサービスをいつでも無料で

•ご契約内容の照会　•住所・電話番号の変更手続き
•代理店へのお問い合わせ　など

自動車保険のご加入時に知っておきたいポイント

一般社団法人日本損害保険協会のホームページでもご確認いただけます。

https://www.sonpo.or.jp/insurance/car/point.html

エコマーク認定自動車保険

この自動車保険は、
- お客さまの環境配慮行動の促進
 (エコカー割引、Web証券、Web約款の推進)
- 事故による環境損失の削減
 (事故防止支援サービス、リサイクル部品の利用推進)

に貢献しています。

エコマーク認定番号：第10 147 007号　使用契約者：損害保険ジャパン株式会社

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
受付は月から金曜日(土・日・祝日、12月30日～1月4日は休業)
午前9時15分～午後5時まで
03-4332-5241 (全国共通)
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

★お客さま(保険のご契約者)と記名被保険者(ご契約の自動車を主に使用される方)が異なる場合は、記名被保険者となる方にもこのパンフレットに記載された内容をお伝えください。
★このパンフレットは、「東芝ザ・用心坊(THE クルマの保険)〔THE クルマの保険(個人用自動車保険)〕」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり(約款)」「重要事項等説明書」などをご覧ください。なお、ご不明な点は、東芝保険サービスまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。
★損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。
★東芝保険サービス株式会社の個人情報の取扱いについて
東芝保険サービスは保険会社等の取引先の商品およびこれらに付帯・関連するサービスのお客さまへのご提供等、東芝保険サービスの業務の遂行に必要な範囲内で、かつ適法、公正に利用します。また、東芝保険サービスは複数の保険会社と取引があり、取得した個人情報を取引のある他の保険会社の商品・サービスをご提案するために利用させていただくことがあります。詳細は、東芝保険サービスのホームページをご覧ください。(https://www.toshiba.co.jp/tisco/hoken/company/privacy/)
★東芝保険サービス株式会社の販売方針について(2026年10月末時点)
東芝グループの団体扱自動車保険として、団体扱割引を適用し運営されている「東芝ザ・用心坊」を提案する 方針です。
★「LINE」はLINEヤフー(株)の登録商標です。

保険金・返れい金などのお支払いに関する留意事項のご説明

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
ただし、この商品は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金などの8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
損害保険契約者保護機構の詳しい内容につきましては、東芝保険サービスまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。

共同保険に関するご説明

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券(等)の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。
引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

<引受幹事保険会社>

損害保険ジャパン株式会社

企業営業第二部 東芝室
〒103-8255　東京都中央区日本橋2-2-10
Tel:03-3231-3377
<公式ウェブサイト>　https://www.sompo-japan.co.jp/

お問い合わせ先<取扱代理店>

東芝保険サービス株式会社

〒212-8585　神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34　ラゾーナ川崎東芝ビル2階
フリーコール:0120-1048-11
受付時間:平日9:00～17:00(土日・祝日および指定休業日を除きます。)

26A-3476 (SJI26-13644 2026.9.28)

2027年1月版

THE クルマの保険

大口団体扱割引30%適用

従業員と退職者のための

自動車保険

パンフレット

東芝ザ・用心坊

東芝団体扱自動車保険

ようこそ「東芝ザ・用心坊（THE クルマの保険）」へ！

パンフレットをお読みになる前に、まずはお車の使用状況を確認させてください。

自動車保険は、**「運転される方の範囲」**や**「使用目的」**などを正しく設定することで、もしものときに適切な補償を受けることができます。すでにご契約中のお客さまも、使用状況が変更となる場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお知らせください。



CHECK まず、お車を運転される方を**すべて**お選びください。

1	2	3	4	5
				
☑ 本人（記名被保険者）	☑ ①の配偶者	☑ ①または②の方の同居のご親族	☑ ①～③の方の業務に従事する使用人	☑ 左記以外の方（別居のご親族・友人など）

✔ 運転者限定特約の確認

1 のみを選んだ方

☑  「本人限定特約」を適用します

1 と **2** のみを選んだ方

☑  「本人・配偶者限定特約」を適用します

3 ～ **5** の方が運転される場合は「運転者限定特約」は適用できません。

✔ 運転者年齢条件の確認

1 ～ **4** の方の中で、**最も若い方の年齢**に合わせて運転者年齢条件を設定できます。

- ☑ 21歳未満の場合は「全年齢補償」※となります
- ☑ 21歳以上補償
- ☑ 26歳以上補償
- ☑ 35歳以上補償

5 に該当する方は運転者年齢条件にかかわらず補償します。

※「全年齢補償」とは、年齢による条件を設けず、運転されるすべての方を補償の対象とする設定です。

✔ 使用目的の確認

ご契約の自動車を定期的に、かつ継続して※業務（仕事）に使用されますか？

- はい → ☑ 業務使用
- いいえ → ご契約の自動車を定期的に、かつ継続して※運転者本人自らの通勤・通学に使用されますか？
 - はい → ☑ 通勤・通学使用
 - いいえ → ☑ 日常・レジャー使用

※「定期的に、かつ継続して」とは、年間（使用日時点以降1年間）を通じて平均月15日以上の使用頻度をいいます。なお、短期契約の場合は、ご契約期間の日数の過半数を使用する場合をいいます。

✔ 運転免許証の色の確認

- ☑ ゴールド免許※
- ☑ ゴールド免許以外

※ゴールド免許の方は、ゴールド免許割引が適用されます。

ご契約条件の設定について、詳しくはこちらをご確認ください P23へ

目次



リスク細分型 東芝ザ・用心坊（商品名）THE クルマの保険 個人用自動車保険

- 万全の事故・故障対応体制 …… 03
- 4つの基本補償 …… 05
 - 対人賠償責任保険 …… 07
 - 対物賠償責任保険 …… 08
 - 人身傷害保険 …… 09
 - 車両保険 …… 11
- その他の補償（主な特約） …… 15
- ロードアシスタンス …… 19
- 補償重複のご確認 …… 21
- 各種割引制度のご説明 …… 22
- ご契約条件の設定 …… 23
- ご契約のお手続き …… 25
- SOMPO Driveのご案内 …… 29
- 用語のご説明 …… 30

本誌に出てくるアイコンのご説明

- 自動セット … ご契約の内容に必ずセットされます。
- 選べる特約 … お客さまのご希望によりセットできます。
- 特約カタログ … このマークのある特約は、こちらの2次元コードから詳細を確認できます。
- まかせて安心 示談交渉サービス … 損害賠償請求を受けた場合で、被保険者のお申出があり、かつ事故の相手の方の同意が得られれば、原則としてお客さまに代わって損保ジャパンが示談交渉を行います。



お得情報 **2台以上の自動車をまとめて契約すると最大6%割引に！**

ご契約者が、2台以上の自動車を1保険証券でご契約される場合は、台数に応じて「ノンフリート多数割引」として保険料を割り引きます。

ノンフリート多数割引について P22へ

アプリから簡単診断！ **運転診断結果で、自動車保険料が最大20%お得に！**

初めてお車を買われる方や、2台目以降のお車を買われる方へ！
無料運転診断アプリから取得した安全運転スコアに応じて、割引が適用できます。

SOMPO Drive



SOMPO Driveについて P29へ

自動車保険 かんたん見積り

かんたん7項目入力。
最短30秒でお見積り！

お見積りをはじめる

「THE クルマの保険」のご契約対象

対象自動車	自家用8車種（業務専用車※1を除く）※2 ①自家用普通乗用車　②自家用小型乗用車　③自家用軽四輪乗用車 ④自家用小型貨物車　⑤自家用軽四輪貨物車　⑥自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） ⑦自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）　⑧特種用途自動車（キャンピング車）
対象契約	ノンフリート契約（所有・使用する自動車の総契約台数が9台以下のご契約）
記名被保険者	個人（記名被保険者はご契約の自動車を主に使用される方です。）

※1 業務専用車とはプライベートや通勤・通学には一切使用せず、業務にのみ使用する自動車をいいます。
※2 レンタカー、教習用自動車および「わ」ナンバーリース料率を適用する自動車は、対象自動車に含めません。

「東芝ザ・用心坊（THE クルマの保険）」は、THE クルマの保険（個人用自動車保険）に大口団体扱割引30%※を適用したご契約のペットネームです。

※大口団体扱割増引率は東芝グループの団体扱自動車保険の「ご契約台数」と「損害率」に応じて毎年算出され、変動する場合があります。大口団体扱割引30%は、ご契約期間の初日が2026年3月1日以降2027年2月28日までのご契約に適用されます。2027年3月1日以降の割引率につきましては、東芝保険サービスまでお問い合わせください。

損保ジャパンは、万全の事故・故障対応サービス※1を ご用意しています。
夜間・休日問わず、24時間365日あなたをお守り します。

※1 ご契約内容や事故状況により、対応内容は異なります。

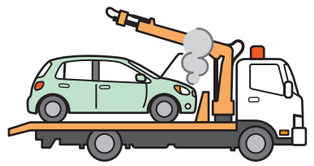
事故受付・アドバイス



病院への連絡



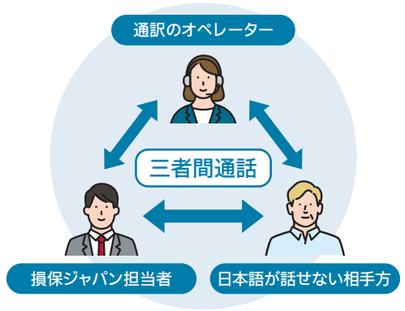
代車・レッカーの手配



修理工場のご紹介・ご連絡



相手方が日本語を話せない場合も安心!



損保ジャパンの事故サポートセンターでは23か国語※2(英語・中国語・ポルトガル語・韓国語など)で、事故受付や初動対応が可能です。

※2 2026年4月現在



全国均質かつ最高品質の事故対応!!

専属事故対応スタッフ東芝チーム

損保ジャパンの事故解決のスペシャリスト集団「東芝チーム」があなたをバックアップします。





(2026年10月時点)

事故時の連絡先

お電話からのご連絡

24時間365日 事故・故障受付ダイヤル 用心坊110番

24時間 365日
(携帯OK)

0120-25-1104
(ジコ 110バンヨ)

LINEからのご連絡

SOMPO
あんしん事故連絡

LINE

事故発生後もお客さまに寄り添い、保険金 のお支払いまでを丁寧にサポートします。

事故発生



事故やトラブルで
車が動かなくなって
しまった!



1 事故連絡

夜間・休日問わず、24時間365日いつでも事故のご連絡が可能です。「SOMPOあんしん事故連絡」からもスマホで簡単に連絡できます。



2 進捗確認

事故対応が問題なく進んでいるか不安なときは、お電話でのご確認に加え、スマホからも「SOMPOあんしん進捗ナビ」でご確認いただけます。



3 保険金お支払い

必要な確認が整い次第、スピーディーに保険金をお受け取りいただけます。事故後の不安を、できるだけ早く解消します。



SOMPOならでは!

LINEで事故連絡や進捗確認ができます。事故にあった 際の備えとしてLINEの友だち追加をしてください!



事故時の連絡は SOMPO あんしん事故連絡

- 必要な情報を入力するだけ
- 最短5分でかんたん入力
- 事故現場を地図から選択できる
- 事故写真をアップロードできる

ご利用方法

「LINEで友だち追加」をしてから「LINEで受付」を押下後、「自動車保険の事故連絡」ボタンよりご連絡ください。





事故後の確認は SOMPO あんしん進捗ナビ

- 事故対応の進捗が確認できる
- 契約内容や保険金額がわかる
- 事故担当者の連絡先がわかる

ご利用方法

チャット画面から事故対応や保険金請求の手続き状況をご確認いただけます。





ここから補償のご説明です！

安心な毎日を支え る、4つの基本補償

お相手 対人賠償責任保険



事故で他人を死亡させたり、ケガをさせてしまったときの賠償費用を補償します。

P07へ

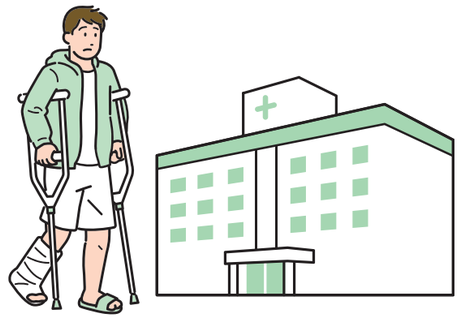
お相手 対物賠償責任保険



事故で他人の自動車や物などを壊してしまったときの賠償費用を補償します。

P08へ

ご自身 人身傷害保険



ご自身や同乗者が事故により死亡したり、ケガをしたときの治療費や休業損害などの費用を補償します。

P09へ

ご自身 車両保険



お車が事故・自然災害で壊れたときや盗難にあったときの修理費用などを補償します。

P11へ

＋ 選べる特約

人身傷害交通乗用具事故特約
自転車や他の車に乗っているときの事故によるケガも補償します。

人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約
事故で死亡したり、後遺障害が生じた場合は、定額の保険金をお支払いします。

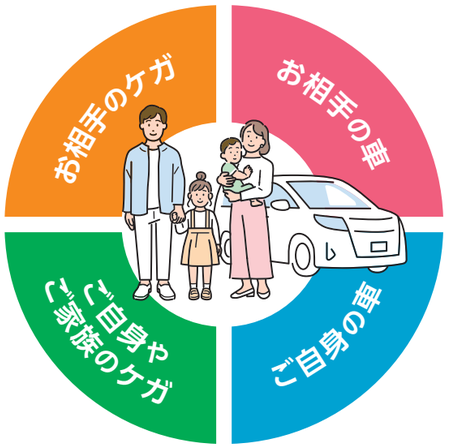
人身傷害入院時諸費用特約
入院中の家事・育児・ペットの世話・差額ベッドなどの費用を補償します。

＋ 選べる特約

車両全損時再取得・修理費用特約
お車が全損や修理費が高額になった場合に、再取得費用や修理費用を補償します。

故障運搬時車両損害特約
故障でレッカーけん引された場合に、故障による修理費などを補償します。

地震・噴火・津波車両全損時一時金特約
地震・噴火・津波によるお車の損害について、一時金をお支払いします。



360°ぐるりと安心！あなたのカーライフを全方位でお守りします。

事故のとき、守りたいのは相手のこと、自分のこと、そして大切な家族や愛車のこと。「THE クルマの保険」は、そのすべてに応える総合補償です。日常の安心もあわせてカバーします。

＋ その他の選べる特約

弁護士費用特約（日常生活・自動車事故型）
もらい事故や日常生活の中で損害を被った際に、弁護士への相談・依頼費用を補償します。

代車費用特約
お車の修理中などに、レンタカーを利用するための費用を補償します。



大切なお車を、長く安心して乗り続けよう！
特約ツインズが、事故時も故障時も切れ目のない補償であなたの愛車をお守りします！

詳しくは P12へ

特約カタログ

特約についてもっと詳しく知りたい方はこちら！

自動車保険の主要な特約を、保険料や支払事例などを交えてより詳しく説明したデジタルカタログです。

本パンフレット内で上記のマークがあるものは特約カタログにも掲載されています。

すべてのご契約が対象

充実の補償とサービス

スマートフォンで簡単手配！ロードアシスタンス



- レッカーけん引
- 応急処置（30分程度）
- 宿泊・移動・引取費用
- 燃料切れ時の給油サービス

P19へ

ご注意 「THE クルマの保険」では、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険または車両保険のいずれかを必ずお選びいただきます。人身傷害保険のみでご契約いただくことはできません。

対人賠償責任保険

お相手のケガ / お相手の車 / ご自身やご家族のケガ / ご自身の車

事故で他人を死亡させたり、ケガをさせてしまったときの賠償費用を補償します。



ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人を死亡させた場合やケガをさせた場合は、法律上の損害賠償責任の額から自賠責保険などによって支払われるべき金額を差し引いた額について、1回の事故につき事故の相手の方1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。

まかせて安心 示談交渉サービス

対人臨時費用保険金

事故の相手の方が死亡された場合は、対人賠償保険金に加えて15万円を対人臨時費用保険金としてお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

- ご契約者、被保険者などの故意によって生じた損害
- 台風、洪水、高潮によって生じた損害
- 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害　など

押さえておきたいマメ知識

Q. なぜ、自賠責保険の補償だけでは不十分なの？



A. 自動車保険には、国の法律で定められている自賠責保険（強制保険）があり、事故で相手にケガをさせてしまった場合、「最低限の補償」を行うことができます。
しかし、**自賠責保険には補償の上限**があります。補償範囲も限定されており、物損事故については対象になりません。

自賠責保険の補償上限額

ケガの補償	死亡時の補償	後遺障害
上限 120万円	上限 3,000万円	程度により 75～4,000万円（最大）

Case 1

傷害事故

相手の治療費 300万円の場合

自賠責保険	120万円
自己負担	180万円

Case 2

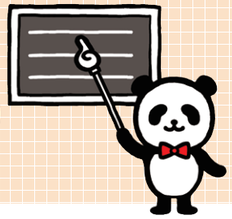
死亡事故

請求額 6,000万円の場合

自賠責保険	3,000万円
自己負担	3,000万円

自賠責保険の補償額を超えた分については、すべて**加害者が自己負担**することになります。近年は治療費や賠償額が高額化しており、事故の内容によっては、自賠責保険の上限を超えるケースも少なくありません。
死亡事故や後遺障害が生じる事故の場合には、数千万円から、場合によっては数億円規模の賠償が発生する可能性もあります。任意保険に加入しておけば、さらに手厚い補償を受けることができます。

任意保険は、ご自身やご家族を守るために必要な保険なのです。



対物賠償責任保険

お相手のケガ / お相手の車 / ご自身やご家族のケガ / ご自身の車

事故で他人の自動車や物などを壊してしまったときの賠償費用を補償します。



ご契約の自動車を運転中の事故などにより他人の自動車や物を壊した場合や、ご契約の自動車を運転中に誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせた場合は、法律上の損害賠償責任の額について、1回の事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。

まかせて安心 示談交渉サービス

保険金をお支払いできない主な場合

- ご契約者、被保険者などの故意によって生じた損害
- 台風、洪水、高潮によって生じた損害
- 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害　など

自動セット ※ 対物全損時修理差額費用特約



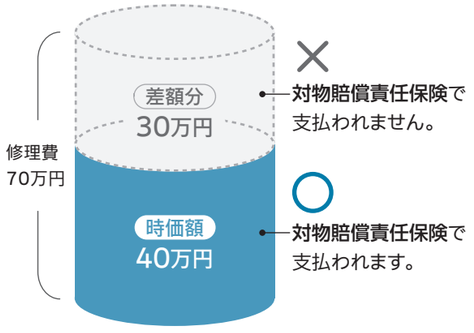
相手の自動車の修理費が時価額を超えた場合にカバーします。

対物賠償保険金をお支払いする事故において、相手の自動車の修理費が時価額を超え、被保険者がその差額分を負担した場合に、実際に負担した差額分の修理費に被保険者の過失割合を乗じた額について、50万円を限度に保険金をお支払いする特約です。

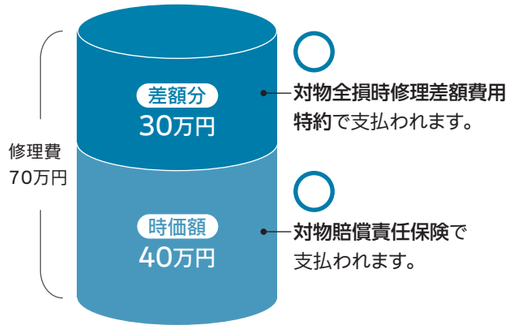
※対物賠償責任保険を適用したご契約に必ずセットされます。

相手自動車 … 修理費70万円　時価額40万円 の場合

特約なし



特約あり



過失割合が発生した場合

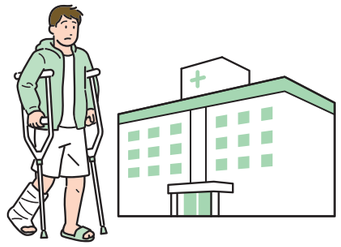
過失割合が発生した場合は、事故の過失割合に応じて保険金が支払われます。例えば、過失割合が80:20（お客さま:相手方）の場合、対物賠償責任保険では時価額40万円の80%にあたる32万円が支払われます。
対物全損時修理差額費用特約では、差額分30万円の80%にあたる24万円が支払われます。

人身傷害保険

お相手のケガ　お相手の車
ご自身やご家族のケガ　ご自身の車

特約カタログ　このマークのある特約はこちらから確認できます。

ご自身や同乗者が事故により死亡したり、ケガをしたときの治療費や休業損害などの費用を補償します。



ご契約の自動車に搭乗中の方などが自動車事故により亡くなられた場合やケガをされた場合に生じる逸失利益や治療費などについて、1回の事故につき被保険者1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

補償の対象	ご契約の自動車に搭乗されている方	お客さまご自身およびご家族※1の方	
事故例	ご契約の自動車に搭乗中の事故	他の交通乗用具※2※3に搭乗中の事故	歩行中の交通乗用具※2との事故
基本補償	○	×※4	×
人身傷害交通乗用具事故特約セット	○	○	○

※1「お客さまご自身およびご家族」とは、次の①から④の方をいいます。
① 記名被保険者　② ①の配偶者　③ ①または②の同居のご親族　④ ①または②の別居の未婚のお子さま
※2 交通乗用具についてはP10をご確認ください。
※3「他の交通乗用具」に、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または主に使用する自動車は含まないなど、一定の条件があります。
※4「他車運転特約」により、補償の対象となることがあります。ただし、「他の交通乗用具」が自家用8車種の自動車で、運転中の場合にかぎります。詳しくはP18をご確認ください。

お支払いする保険金

損害保険金

■入院・通院された場合
治療費などの実費　休業損害（働けない間の収入）※1　精神的損害※1　など

■後遺障害を被られた場合※2
治療費などの実費　精神的損害　将来の介護料　逸失利益（労働能力を喪失したことにより失った将来の収入）　など

■お亡くなりになった場合
治療費などの実費　精神的損害　葬儀費用　逸失利益（お亡くなりになったことにより失った将来の収入）　など

入通院定額給付金※1

入通院日数が5日以上となった場合は、入通院定額給付金として10万円をお支払いします。

ご注意　他の自動車保険契約等によって既に支払われた保険金がある場合は、その額を差し引いて保険金をお支払いします。

入院生活サポート費用保険金

事故発生日からその日を含めて180日以内の期間を対象として、入院時の病室でのご本人の身の回りのお世話などのために利用したヘルパー費用をお支払いします。

ご注意
1. 1回の事故につき被保険者1名ごとに、日額15,000円を限度とします。
2. まかせて安心入院時アシスタンスの「入院生活サポート」のサービスメニューをご利用いただけます。

※1 自動車事故以外の事故の場合で、賠償義務者（被保険者の被った損害に対する法律上の損害賠償責任を負う方をいいます。）がいない、または確認できないときは、「休業損害（働けない間の収入）」「精神的損害」「入通院定額給付金」はお支払いの対象外となります。
※2 重度の後遺障害が生じた場合（神経系統や胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護が必要な状態などをいいます。）は、保険金額の2倍を限度に保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた傷害
- 無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬・危険ドラッグなどの影響を受けた状態での運転により、その本人に生じた傷害
- 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた傷害　など

保険金額の目安

「人身傷害保険」は、お客さまご自身だけでなくご家族のための補償でもあります。次の表を参考に適正な保険金額をご設定ください。

年齢別の平均的な損害額の目安

年齢	扶養家族の有無	お亡くなりになった場合	重度後遺障害を被られた場合
20歳	無	8,000万円	1億9,000万円
30歳	有	1億円	1億7,000万円
40歳	有	9,000万円	1億6,000万円

年齢	扶養家族の有無	お亡くなりになった場合	重度後遺障害を被られた場合
50歳	有	7,500万円	1億3,000万円
60歳	有	5,500万円	9,500万円
70歳	有	2,500万円	4,000万円

ご注意　上表は有職者（ただし、70歳を除きます。）の平均的な損害額です。実際の損害額は収入やご家族の構成、事故日時点の法定利率などにより異なります。

選べる特約　人身傷害交通乗用具事故特約

特約カタログ



自転車や他の自動車に乗っているときの事故によるケガも補償します。

人身傷害保険で補償の対象となる事故を「ご契約の自動車に搭乗中の事故」だけでなく「他の自動車※に搭乗中の事故」や「自動車以外の交通乗用具※に搭乗中の事故」、「歩行中の自転車との衝突事故などの交通乗用具事故」に拡大する特約です。

※記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または主として使用する自動車を含まないなど、一定の条件があります。

主な交通乗用具の例



交通乗用具とは、自動車、移動用小型車、遠隔操作型小型車（搭乗装置のあるものにかぎります。）、自転車、車椅子、ベビーカー、歩行補助車（原動機を用い、かつ搭乗装置のあるものにかぎります。）、電車、ロープウェー、航空機、船舶、エレベーター、エスカレーター、動く歩道等をいいます。
なお、キックボード（電動キックボードを除きます。）、スケートボード、三輪以上の幼児用車両、遊園地等で遊戯用に使用される乗り物等は含まれません。

選べる特約　人身傷害死亡・後遺傷害定額給付金特約



事故で亡くなられたり、後遺障害が生じた場合は、定額の保険金をお支払いします。

人身傷害保険の保険金がお支払いの対象となる事故で、被保険者が亡くなられた場合は保険金額の全額、後遺障害が生じた場合は、その程度に応じて保険金額の4%から100%を定額給付金としてお支払いする特約です。

ご注意
1. この特約で既にお支払いした後遺障害定額給付金がある場合は、その額を差し引いて死亡定額給付金をお支払いします。
2. 他の自動車保険契約等によって既に支払われた保険金がある場合は、その額を差し引いて保険金をお支払いします。

選べる特約　人身傷害入院時諸費用特約



入院中の家事・育児・ペットの世話・差額ベッドなどの費用を補償します。

人身傷害保険の保険金がお支払いの対象となる事故で、被保険者が入院された場合に、入院中および退院後30日以内の期間を対象として、入院時諸費用（家事・介護のヘルパー費用、保育施設預け入れ等費用、ペット預け入れ等費用、差額ベッド費用および5日以上入院された場合の退院時諸費用）をお支払いする特約です。

■入院時諸費用のお支払限度額　1事故、被保険者1名につき、入院時諸費用の合計額をお支払いします。ただし、「25,000円×入院日数」を限度とします。差額ベッド費用は「20,000円×入院日数」を限度とします。

ご注意
1. お支払いの対象となる期間は、事故発生日からその日を含めて180日以内の期間における日数とします。
2. それぞれの費用については、一定の限度額があります。
3. 退院時諸費用は、5日以上入院された場合にお支払いの対象となります。

まかせて安心 入院時アシスタンス

人身傷害の保険金がお支払いの対象となる事故で入院されたお客さまとご家族の生活をサポートする安心・便利なサービスです。

すべてのご契約が対象

入院生活サポート

株式会社ニチイ学館との提携により、被保険者の方が入院されている病室にて、買い物・洗濯の代行、見守りなどのヘルパーサービスを提供します。

1日あたり連続で3時間限度

「人身傷害入院時諸費用特約」をセットした場合に対象

家事・介護サポート

株式会社ニチイ学館との提携により、ご自宅での炊事・洗濯・日常掃除などの家事やご親族などの介護を代行するためのヘルパーサービスを提供します。

1日あたり25,000円限度

お見舞返しサポート

伊勢丹、髙島屋、三越との提携により、5日以上入院された場合に、退院後の快気祝い・お見舞御礼の贈答品をご指定先にお届けします。

1回の事故につき10万円

ご注意
1. 「入院生活サポート」については「入院生活サポート費用保険金」、「家事・介護サポート」および「お見舞返しサポート」については「人身傷害入院時諸費用特約」の支払対象期間にかぎり、サービス提供します。
2. サービスの内容は、お客さまに事前にご案内なく変更となる場合があります。

車両保険

お相手のケガ | お相手の車 | ご自身やご家族のケガ | ご自身の車

特約カタログ　このマークのある特約はこちらから確認できます。

お車が事故・自然災害で壊れたときや盗難にあったときの修理費用などを補償します。



盗難や偶然な事故などによるご契約の自動車の損害に対して保険金をお支払いします。

事故事例 / ご契約タイプ	ご契約の自動車以外の自動車との衝突	あて逃げ	人・動物との衝突・接触	盗難	火災・爆発	台風・竜巻・洪水・高潮	落書・いたずら	飛来中・落下中の他物との衝突	電車・自転車・原動機を用いないキックボード等の交通乗用具※1との衝突・接触	電柱・ガードレールに衝突	墜落・転覆	地震・噴火・津波	故障
一般条件	○	○	○	○※3	○	○	○	○	○	○	○	オプション※4	オプション※5
車対車・限定危険※2	○	○	○	○※3	○	○	○	○	○	×	×	オプション※4	オプション※5

※1「電車・自転車・原動機を用いないキックボード等の交通乗用具」とは、次のものをいいます。
- 汽車、電車、気動車
- 移動用小型車、遠隔操作型小型車（搭乗装置のあるものにかぎる。）、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両によりけん引される車、そり、身体障害者用の車（身体障害者用の車いすを含む。）、乳母車、ベビーカー、歩行補助車（原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものにかぎる。）
- 原動機を用いないキックボード、遊具（車輪が付いているもので、かつ、専ら遊戯を目的に人が乗用する可動式のものにかぎる。）

※2「車対車事故・限定危険特約」をセットした車両保険をいいます。
※3「車両盗難対象外特約」がセットされている場合は補償されません。
※4「地震・噴火・津波車両全損時一時金特約」をセットすることにより、ご契約の自動車に損害が生じ所定の状態になった場合に、一時金をお支払いします。詳しくはP13をご確認ください。
※5「故障運搬時車両損害特約」をセットすることにより、ご契約の自動車に損害が生じ所定の状態になった場合に、保険金をお支払いします。詳しくはP14をご確認ください。

お支払いする保険金

ケース	お支払いする保険金
全損の場合（修理できない場合、または修理費が車両保険金額以上となる場合）	ご契約時にお決めいただいた自動車の車両保険金額（協定保険価額）をお支払いします。 また、全損時諸費用保険金として、車両保険金額の10%（20万円限度）または10万円のいずれか高い額をお支払いします。
分損の場合（全損以外の場合）	損害額から自己負担額を差し引いた金額をお支払いします。

ご注意　ご契約者または被保険者が、所定の費用（ご契約の自動車が走行不能となった場合に必要な運搬費用、応急処置費用または盗難引取費用など）を支出した場合は、その費用の実費を、1事故につき合計で15万円を限度に、車両保険金とは別にお支払いします。ただし、その費用について、セットされた特約の保険金が支払われる場合を除きます。

保険金をお支払いできない主な場合
- ご契約者、被保険者、保険金を受け取るべき方などの故意または重大な過失によって生じた損害
- 無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬・危険ドラッグなどの影響を受けた状態での運転により生じた損害
- 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害　など

ご契約方法

① 車両保険金額

ご契約の自動車の用途車種、車名、型式、仕様および初度登録年月（または初度検査年月）をご確認いただき、当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」などに掲載の価格の範囲を基準として、車両保険金額を5万円単位でお決めいただきます。

② 自己負担額

車両保険の自己負担額を、定額方式／増額方式いずれかの項目の中からお選びいただきます。

定額方式

0万円	5万円
10万円	20万円

車両保険事故の回数にかかわらず自己負担額が一定

増額方式

1回目　0万円 2回目以降　10万円	1回目　5万円 2回目以降　10万円

車両保険事故2回目以降の自己負担額が増額



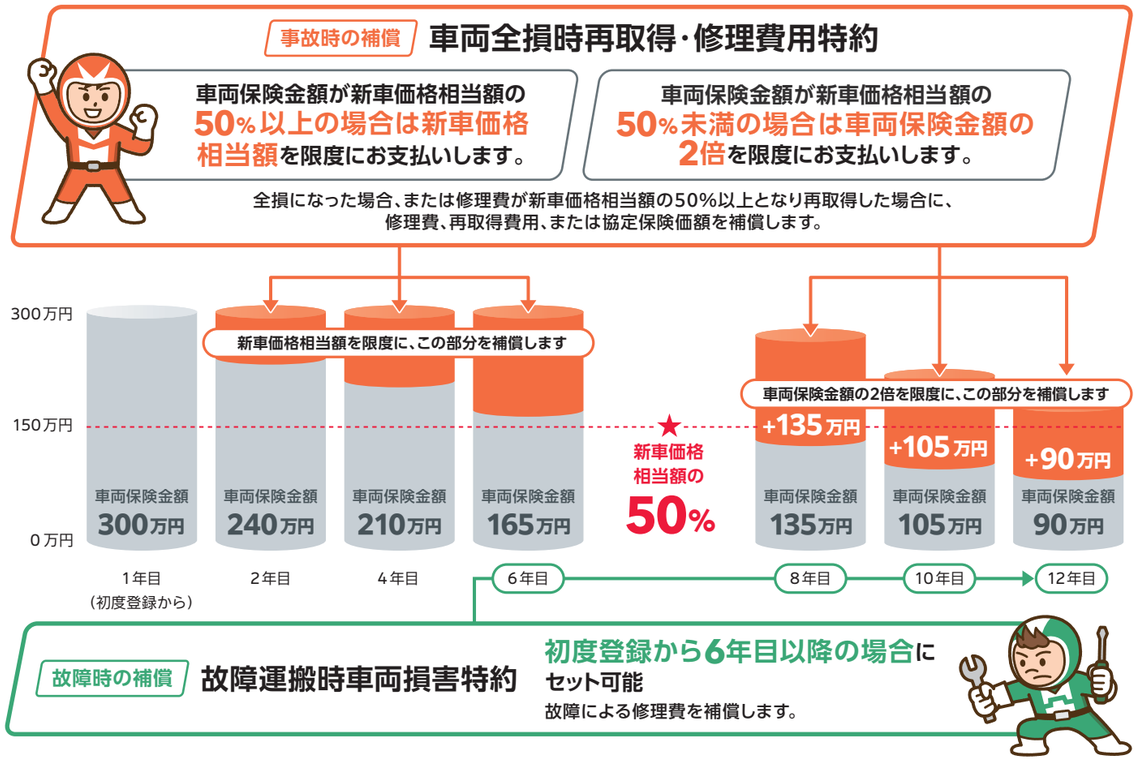




特約ツインズが、お車の状況に合わせた切れ目のない補償※であなたの愛車をお守りします！

※各特約にはセット条件があります。

例えば新車価格相当額が300万円の場合



選べる特約 車両全損時再取得・修理費用特約



お車が全損や修理費が高額になった場合に、再取得費用や修理費用を補償します。

ご契約の自動車が全損になった場合、または修理費が新車価格相当額の50%以上※1となった場合は、実際にかかる自動車の再取得費用（車両本体価格＋付属品＋消費税）または修理費等について、支払限度額※2を限度にお支払いする特約です。また、所定の要件を満たす場合は、次の再取得時等諸費用保険金をお支払いします。

ケース	再取得時等諸費用保険金
再取得の場合	支払限度額※2の20%（40万円限度）または20万円のいずれか高い額
上記以外	支払限度額※2の10%（20万円限度）または10万円のいずれか高い額

※1 台風、洪水、高潮、豪雨、雹、雪などの気象現象によって損害が生じた場合、または内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じた場合にかぎります。
※2 車両保険金額の2倍または新車価格相当額のいずれか低い額をいいます。

ご注意
1. 盗難による損害はこの特約の対象外です（盗難後にご契約の自動車が発見された場合は対象となります。）。
2. 支払限度額を限度に保険金をお支払いするのは、事故発生日の翌日から起算して1年以内に代替の自動車を再取得またはご契約の自動車を修理された場合にかぎります。
3. この特約により保険金をお支払いする場合は、全損時諸費用保険金はお支払いしません。
4. 保険金は車両所有者にお支払いします。なお、ご契約の自動車がリースカーの場合は、リースカーの貸主に保険金をお支払いします。
5. この特約は、次の条件をすべて満たす場合にかぎり、セットすることができます。
 - 車両保険を適用したご契約であること。
 - 次の自動車を対象としたご契約でないこと。
 ・構内専用車　・並行輸入車※3　・外務省登録自動車

※3 並行輸入車とは、自動車検査証の型式欄の型式が「ハイフン（-）」で囲まれているお車、型式欄が「不明」となっているお車、車台番号欄が職権打刻になっているお車などが一般的です。

お支払いのイメージ（新車価格相当額が300万円の場合）

2年目　車両保険金額 240万円

事故で全損になり1年以内に買い替えた場合



実際にかかる再取得費用
300万円
（車両本体価格＋付属品＋消費税）

	車両保険だけだと…		車両全損時再取得・修理費用特約をセットしていると…	
	保険金	諸費用保険金	保険金	諸費用保険金
支払保険金の例	240万円	＋ 20万円	300万円	＋ 40万円
受け取る保険金の合計	260万円		340万円	



8年目　車両保険金額 135万円

事故で全損になり1年以内に買い替えた場合



実際にかかる再取得費用
300万円
（車両本体価格＋付属品＋消費税）

	車両保険だけだと…		車両全損時再取得・修理費用特約をセットしていると…	
	保険金	諸費用保険金	保険金	諸費用保険金
支払保険金の例	135万円	＋13.5万円	270万円	＋ 40万円
受け取る保険金の合計	148.5万円		310万円	



選べる特約 地震・噴火・津波車両全損時一時金特約



車両保険で補償されない、地震・噴火・津波によるお車の損害について、一時金をお支払いします。

地震・噴火・津波により、ご契約の自動車のフレーム、サスペンション、原動機などに所定の損害が生じた場合やご契約の自動車が流失または埋没し発見されなかった場合、運転席の座面を超えて浸水した場合などに、地震・噴火・津波車両全損時一時金として50万円（車両保険金額が50万円を下回る場合はその金額とします。）をお支払いする特約です。

ご注意 この特約は、車両保険を適用したご契約にセットすることができます。

選べる特約 故障運搬時車両損害特約



故障でレッカーけん引された場合、車両保険では補償されない、故障による修理費などを補償します。

ご契約の自動車が故障により走行不能※となり、レッカーけん引された場合に、ご契約の自動車の故障損害に対して、車両保険金額または30万円のいずれか低い額を限度に保険金をお支払いする特約です。

特設サイトはこちら

※「走行不能」とは、自力で走行できない状態または法令により走行が禁じられた状態をいいます。

ご注意
1. この特約は、次の条件をすべて満たす場合にかぎり、セットすることができます。
 - 車両保険を適用した自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）のご契約であること
 - 次の自動車を対象としたご契約でないこと
 ・構内専用車　・改造車※1　・並行輸入車※2　・外務省登録自動車
 - ご契約期間の初日の属する月が初度登録年月（または初度検査年月）の翌月から起算して60か月以上であること
 - ご契約期間が1年以内のご契約であること
2. ご契約の自動車が走行不能となり、レッカーけん引することについて、あらかじめ損保ジャパンの承認を得る必要があります。
3. 車両保険の自己負担額を設定されている場合でも、この特約により保険金をお支払いするときは、自己負担額を差し引きません。
4. この特約により保険金をお支払いする場合は、全損時諸費用保険金はお支払いしません。
5. 自動車検査証に記録された有効期限の満了する日の翌日以後に発生した故障損害または法令上の定期点検を実施していないことに起因する故障損害は補償されません。
6. 自動車販売店等が提供している延長保証契約に加入されている場合、補償内容が重複する可能性がありますので、ご契約前に延長保証契約の内容をご確認ください。

※1 車検証上の型式に「改」や「カイ」の記載があるお車です。
※2 並行輸入車とは、自動車検査証の型式欄の型式が「ハイフン（-）」で囲まれているお車、型式欄が「不明」となっているお車、車台番号欄が職権打刻になっているお車などが一般的です。

⚠ 補償対象のご注意点

消耗部品※1、バッテリー（駆動用バッテリーを含みます。）、油脂等※2の交換または補充に要する費用はお支払いの対象外です。ただし、故障損害が生じた部品の修理に付随して交換または補充が必要となる場合を除きます。

※1 消耗部品とは、時間の経過やご契約の自動車の使用等により摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗が生じる部品をいいます。
例：チューブ・ホース、電球、ベルト類、ワイパーブレード、ブレーキパッド、エアコンフィルター・オイルフィルター等のフィルター類など
※2 時間の経過やご契約の自動車の使用等により交換または補充が必要となる油脂および燃料等をいいます。
例：オイル、燃料、冷却水、ウォッシャー液など

お支払いのイメージ（新車価格相当額が300万円の場合）

6年目　車両保険金額 165万円

故障しレッカーけん引された場合



	車両保険だけだと…	故障運搬時車両損害特約をセットしていると…
支払保険金の例	補償なし	修理費（例：発電機等の部品交換費用） 25万円



支払事例



警告灯が点滅して
エンジン付近から水漏れが…
冷却装置等の部品交換費用
修理費例　約25万円



ドアミラーが
突然開かなくなった…
ドアミラー交換費用
修理費例　約10万円

自動セット 無過失事故の特則



ご自身に過失がない事故の場合は、保険を使っても等級が下がりません。

次のいずれかの条件に該当する場合など、一定の条件を満たすときは、次契約の等級および事故有係数適用期間を決定するうえで、その事故がなかったものとして取り扱う特則です。

①相手自動車※1の「追突」、「センターラインオーバー」、「赤信号無視」または「駐停車中のご契約の自動車への衝突・接触」による事故に該当し、かつご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったと損保ジャパンが判断した場合
②相手自動車※1との衝突・接触事故の発生に関して、ご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合
③ご契約の自動車の欠陥・第三者による不正アクセスなどに起因する他物との衝突・接触事故が発生し、かつご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合
④自動運転中に偶然な事故※2が発生した場合

ご注意
1. ①、②については、次の条件をいずれも満たす事故にかぎります。
 - 「相手自動車※1」および「その運転者または所有者」が確認された事故
 - 車両保険金のみをお支払いする事故
2. ③、④については、ご契約の自動車の火災・爆発、盗難、台風・竜巻・洪水、落書・いたずら、飛来中・落下中の他物との衝突などの事故により、ご契約の自動車に損害が生じ、車両保険金のみをお支払いする場合は、この特則の対象外です。

※1 ご契約の自動車と所有者が異なる自動車にかぎります。
※2 道路運送車両法第41条に定める自動運行装置が作動中の事故をいいます。ただし、契約自動車の製造者の取扱説明書等で示す取扱いと異なる使用をしている間を除きます。

その他の補償（主な特約）

特約カタログ　このマークのある特約はこちらから確認できます。

選べる特約　代車費用特約



お車の修理中などに、レンタカーを利用するための費用を補償します。

ご契約の自動車が、「ロードアシスタンス等諸費用特約」のうち、運搬費用保険金または応急処置費用保険金のお支払いの対象となる事故、故障またはトラブルにより走行不能※1となり、レッカーけん引された場合または法令上の走行不能時に自力でご契約の自動車を移動し、修理工場に入庫した場合※2に、被保険者が負担された代車費用※3を、1事故につき保険証券（または保険契約継続証）記載の保険金額に、代車の利用日数※4を乗じた額を限度にお支払いする特約です。なお、事故の場合は、走行不能とならないときもお支払いの対象となります。

費用保険金	補償範囲			
	レッカーけん引された場合または法令上の走行不能時に自力でご契約の自動車を移動し、修理工場に入庫した場合※2		左記以外	
	事故	故障	事故	故障
代車費用	○	○	○	×

代車の利用日数

区分	限度日数
① 故障損害により走行不能となった場合	15日
② ①および③以外の場合	30日
③ 事故で生じた損害により代替自動車を再取得する場合※5	90日※6

※1 事故が生じたときのご契約の自動車の運転者が病院または診療所に救急搬送されたことにより、その運転者がご契約の自動車を移動させることができない状態を含みます。
※2 走行不能となった地において応急処置により走行不能が解消された後に修理工場などに入庫した場合を含みます。
※3 修理などでご契約の自動車を使用できない期間のレンタカー費用がお支払いの対象となります。ただし、お支払いの対象となる期間は事故発生日などの翌日から起算して1年以内にかぎります。
※4 代車の利用日数は、上記の区分のとおりとします。
※5 「車両全損時再取得・修理費用特約」をセットしたご契約で、代替自動車の再取得により、「車両全損時再取得・修理費用特約」の保険金をお支払いする場合をいいます。
※6 代車の利用日数が30日を経過する日までに、代替自動車を再取得する旨を損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡がない場合は、再取得する場合であっても限度日数は30日となります。

選べる特約　弁護士費用特約（日常生活・自動車事故型）



ご自身に過失がない事故や日常生活の中で損害を被った際に、弁護士への相談・依頼費用を補償します。

被保険者が負担された次の所定の費用をお支払いする特約です。

被害事故弁護士費用保険金

日常生活における偶然な事故（自動車事故を含みます。）により被保険者がケガなどをされた場合や自らの財物（自動車、家屋など）を壊された場合※1に、相手の方に法律上の損害賠償請求をするために支出された弁護士費用や、弁護士などへの法律相談・書類作成費用などを保険金としてお支払いします。

保険金額
被害事故弁護士費用保険金　… 1事故1被保険者につき 300万円限度
被害事故法律相談・書類作成費用保険金 … 1事故1被保険者につき 10万円限度

刑事弁護士費用保険金

自動車を運転中の事故などにより、被保険者が他人にケガなどをさせた場合に、刑事事件（少年事件を含みます。）の対応を行うために支出された弁護士費用※2や、弁護士などへの法律相談費用などを保険金としてお支払いします。

保険金額
刑事弁護士費用保険金　… 1事故1被保険者につき 150万円限度
刑事法律相談費用保険金 … 1事故1被保険者につき 10万円限度

※1 業務に使用する財物については、自動車の被害事故および自動車の積載動産に対する所定の被害事故にかぎります。
※2 相手の方が死亡された場合または被保険者が逮捕もしくは起訴された場合にかぎります。

ご注意
1. お支払いの対象となる費用の認定は、約款に定める「弁護士費用保険金算定基準」に従い損保ジャパンが行います。弁護士費用等の合計額が保険金額（被害事故弁護士費用の場合は300万円、刑事弁護士費用の場合は150万円。）以内の場合であっても、着手金・報酬金等の項目ごとの支払限度額を超える金額については、自己負担になります。
2. 弁護士などへ委任を行う場合は、その委任契約の内容が記載された書面の提出により、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ることが必要となります。

こんなトラブルにも安心！　以下のような日常生活でのトラブルが起きた場合も安心して弁護士に相談できます。



自転車同士の事故でお互いにケガをした。示談交渉の話が進まないので、弁護士に相談したい。



歩行中に自転車に追突されてケガをしたが、相手が治療費を払ってくれないため弁護士に相談したい。

ご注意　ケガを負わされた、財物を壊された等の日常生活における被害を受けたことによるトラブルが対象です。

選べる特約　弁護士費用特約（自動車事故限定型）



「弁護士費用特約（日常生活・自動車事故型）」の被害事故弁護士費用保険金および被害事故法律相談・書類作成費用保険金をお支払いする場合を、自動車事故に限定した特約です。

ご注意　「弁護士費用特約（日常生活・自動車事故型）」と同時にセットすることはできません。

弁護士費用特約の「日常生活・自動車事故型」と「自動車事故限定型」の違い

お支払いの対象 ／ ご契約タイプ	日常生活における被害事故に関する損害賠償請求	自動車起因の被害事故に関する損害賠償請求	自動車運転中の対人加害事故に関する刑事事件の対応※1※2
	被害事故弁護士費用保険金　300万円限度 被害事故法律相談・書類作成費用保険金　10万円限度		刑事弁護士費用保険金　150万円限度 刑事法律相談費用保険金　10万円限度
日常生活・自動車事故型	○	○	○
自動車事故限定型	×	○	○

※1 日常生活における刑事事件の弁護士費用等は補償の対象となりません。
※2 対人加害事故により被保険者が危険運転致死傷罪に処された場合は、その対人加害事故によって生じた損害に対しては、原則、保険金をお支払いしません。

選べる特約 ファミリーバイク特約

特約カタログ

原動機付自転車に乗っているときの事故についても、ご契約の自動車と同様に補償します。

記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまが原動機付自転車※を使用中などに生じた事故を補償する特約です。

※用途車種が一般原動機付自転車または特定小型原動機付自転車である車両をいいます。

ご注意
1. 対人・対物賠償事故、人身傷害事故が補償されます。
2. 「運転者限定特約」および「運転者年齢条件特約」は適用されません。
3. 原動機付自転車自体に生じた損害は補償の対象となりません。
4. 借用中の原動機付自転車を使用中などの事故も補償の対象となります。
5. 「ロードアシスタンス等諸費用特約」など、一部の特約は補償の対象外となります。
6. ご契約時に設定されたご契約の自動車の使用目的(「業務」「通勤・通学」「日常・レジャー」)と異なる理由で原動機付自転車をご使用されていた場合も補償の対象となります。
7. 対人賠償責任保険、対物賠償責任保険および人身傷害保険を適用したご契約にかぎり、セットすることができます。

こんなトラブルにも安心! 原動機付自転車の事故も自動車の事故同様、多額の治療費が発生します。
治療費の実額をそのまま保険金としてお支払します。

自損事故でも



電柱にぶつかり、
自身がケガをしてしまった。

自身の治療費　約10万円
保険金　約10万円

相手がいる事故でも



歩行者にぶつかり、相手にケガをさせ、
自身もケガをしてしまった。

自身の治療費　約10万円
相手の治療費　約20万円
保険金　約30万円

選べる特約 車両積載動産特約

車内・トランクに積んでいた荷物が事故で壊れたり盗まれた場合、その損害を補償します。

盗難や偶然な事故などによりご契約の自動車に損害が生じ、その事故などによって自動車の室内・トランク内などに積載している動産に生じた損害に対して保険金額を限度に保険金をお支払いする特約です。盗難の場合は、ご契約の自動車本体が盗難※にあわれたときにかぎり補償の対象となります。車上狙いなど積載中の動産のみ盗難にあわれた場合は、補償の対象外です。

保険金額　1事故につき　30万円　※ご契約の自動車の一部分のみの盗難を除きます。

選べる特約 ドラレコ特約(ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約)

特約カタログ

事故が起きたときに、ドライブレコーダーが自動で事故を検知し、損保ジャパンにお知らせします。

ご契約の自動車に搭載されたドライブレコーダー※が事故による衝撃を検知したことにより信号を発した場合で、損保ジャパンがそれを受けて事故の事実を確認したときは、普通保険約款に定める「事故発生時の通知義務」が履行されたとみなすことなどを定める特約です。なお、この特約をセットしたご契約には、安全運転支援サービス「Driving!(ドライビング!)」が提供されます。

※損保ジャパンから貸与する当社オリジナルドライブレコーダーにかぎります。

ご注意
1. ご契約者等が携帯電話(サービス利用可能なブラウザ機能およびショートメッセージサービス機能付の携帯電話にかぎります。)を所有していない場合は、この特約をセットすることはできません。
2. ドライブレコーダーは、電源供給のためにご契約の自動車のシガーソケットを使用します。シガーソケットが使用できない場合、この特約をセットすることはできません。

「ドラレコ特約」を選ぶと下記の特約が 自動セット されます。

保険料算出に関する特約(運転特性反映型)

ドライブレコーダーなどで取得した運転データをもとに、運転の安全性に応じて翌年以降の保険料を割り引きます。

運転特性に応じて、損保ジャパンと締結する継続後のご契約に「走行特性割引」を適用する特約です。

ご注意
1. 「ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約」をセットしたご契約に必ずセットされます。
2. ご契約の自動車に走行情報等を送信することができる損保ジャパン指定の車載機が搭載されており、走行情報等を損保ジャパンに提供することにご契約者が同意している場合にセットすることができます。なお、この場合は、「走行特性診断サービス」が提供されます。
3. 「走行特性割引」の詳細はP22をご確認ください。

自動セット 他車運転特約

借用中の自動車(自家用8車種にかぎります。以下同様とします。)を運転中※の事故について、借用中の自動車をご契約の自動車とみなして、ご契約の自動車の契約内容に従い、所定の保険金をお支払いする特約です。

※駐車または停車中を除きます。

ご注意
1. 「借用中の自動車」には、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または主に使用する自動車は含まれません。
2. 車両損害が補償の対象となる場合は、借用中の自動車の時価額を限度に保険金をお支払いします。
3. 借用中の自動車の保険に優先してお支払いすることができます。
4. 「ロードアシスタンス等諸費用特約」など、一部の特約は補償の対象外となります。

自動セット 臨時代替自動車特約

ご契約の自動車の整備・修理・点検などのために整備工場などの管理下にあって使用できない間に、代替として借用中の自動車をご契約の自動車とみなして、ご契約の自動車の契約内容に従い、所定の保険金をお支払いする特約です。

ご注意
1. 借用中の自動車には、記名被保険者、その配偶者、これらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さままたは記名被保険者の役員・使用人が所有する自動車は含まれません。
2. 車両損害が補償の対象となる場合は、借用中の自動車の時価額を限度に保険金をお支払いします。
3. 借用中の自動車の保険に優先してお支払いすることができます。
4. 「他車運転特約」または「ファミリーバイク特約」が優先して適用されます。
5. 「ロードアシスタンス等諸費用特約」など、一部の特約は補償の対象外となります。

自動セット 心神喪失等による事故の被害者損害補償特約

ご契約の自動車の運転者等による心神喪失等により人身事故または物損事故が発生した場合で、運転者等に法律上の損害賠償責任がなかったことを損保ジャパンが認めるときに、被害者に生じた損害について、保険金をお支払いする特約です。

ご注意
1. 人身事故の場合は対人賠償責任保険の保険金額を限度とし、物損事故の場合は対物賠償責任保険の保険金額を限度とします。
2. 対人賠償責任保険または対物賠償責任保険を適用したご契約に必ずセットされます。

自動セット 被害者救済費用特約

ご契約の自動車の欠陥・第三者による不正アクセスなどにより人身事故または物損事故が発生した場合で、被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったことが確定したときに、被害者を救済するための費用をお支払いする特約です。

ご注意
1. 人身事故の場合は対人賠償責任保険の保険金額を限度とし、物損事故の場合は対物賠償責任保険の保険金額を限度とします。
2. 対人賠償責任保険または対物賠償責任保険を適用したご契約に必ずセットされます。

自動セット 安心更新サポート特約

自動継続型が自動セットされます。

(注)明細付契約など一部対象外となる契約があります。

■安心更新サポート特約　自動継続型

取扱代理店もしくは損保ジャパンまたはご契約者のいずれか一方から契約の更新をしないなどのお申出がなく、かつ、ご契約者から更新後契約の内容についてお申出がなければ、通知締切日(満期日)の14日前に一定の条件に基づき保険契約を更新する特約です。

事故、故障、トラブルで走行不能※になった場合は ロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください。

※「走行不能」とは、自力で走行できない状態または法令により走行が禁じられた状態等をいいます。また、事故が生じたときのご契約の自動車の運転者が病院または診療所に救急搬送されたことにより、その運転者がご契約の自動車を移動させることができない状態を含みます。雪道、泥道、砂浜などによるタイヤのスタック（空回り）やスリップなど単に走行が困難なトラブルの場合は補償・サービスの対象となりません。



電話 24時間365日 事故・故障受付ダイヤル 用心坊110番 24時間 365日（携帯OK） 0120-25-1104（ジコ 110バンヨ）

WEB スマートフォンから、簡単にロードアシスタンスをご依頼できます。



1 2次元コードから手配サイトにアクセスください。

2 GPS機能から現在地を特定します。

3 業者の現在位置や到着予想時刻をリアルタイムで共有※します。

※専用端末を所持している一部の業者が出動する場合に、お客さまへSMS送信を行い位置情報・到着予想時間を共有します。

ロードアシスタンス専用デスクへの 事前連絡あり と 事前連絡なし で サービス内容が異なる場合がありますので、ご注意ください。

レッカーけん引

ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となった場合、レッカーによるけん引を行います。

電気自動車が電池切れとなった場合や、燃料電池自動車等の所定の場所以外での補給が困難な燃料のみにより走行する自動車が燃料切れとなった場合は、充電または燃料補給が可能な場所までレッカーけん引を行います。
なお、ガソリンまたは軽油の燃料切れはレッカーけん引の対象外となります。

※1 お客さま指定の修理工場等へのレッカーけん引を専用デスクが承認する場合にかぎります。
※2 応急処置費用と合算の限度額となります。

1事故につき

費用の種類	事前連絡あり	事前連絡なし
運搬費用	無制限※1	15万円限度※2

ご注意
1. 専用デスクに連絡する前に、お客さまご自身で業者を手配された場合は「事前連絡なし」となります。
2. 鍵紛失時のレッカーけん引は「事前連絡あり」の場合のみ対象となります。

応急処置（30分程度）

ご契約の自動車が事故、故障、トラブルにより走行不能となった場合、現場にて30分程度で完了する応急処置を行います。

＜主な事例＞バッテリー上がり時のジャンピング、キーとじ込み時の鍵開け、パンク時のスペアタイヤ交換、落輪した場合の引上げ、電気自動車における電欠時の急速充電　等

※運搬費用と合算の限度額となります。

1事故につき

費用の種類	事前連絡あり	事前連絡なし
応急処置費用	15万円限度※	

ご注意
1. 現場にて30分程度で対応できないケースについては、作業費用が有料となる場合があります。
2. 部品代や消耗品代は有料となります。

燃料切れ時の給油サービス

ご契約の自動車が燃料切れで走行不能となった場合、燃料をお届けします。

1回につき

費用の種類	事前連絡あり	事前連絡なし
サービス	10ℓまで無料	提供不可

ご注意
1. 自宅駐車場および同等と判断できる保管場所での燃料切れは対象となりません。
2. 1保険年度につき1回にかぎり対象となります。

「事前連絡あり」のサービスは、ロードアシスタンス専用デスクにご連絡をいただいた場合に、専用デスクの手配する提携先事業者によって提供されます。専用デスクに連絡する前に、お客さまご自身で業者を手配※された場合は「事前連絡なし」となり、その後、ロードアシスタンス専用デスクにご連絡をいただいて提携先事業者からサービスの提供を受けたとしても「事前連絡あり」のサービスは利用できません。

※レッカー手配に限らず、応急処置のための手配も含みます。

宿泊・移動・引取費用

ご契約の自動車が走行不能となりレッカーけん引された場合や、法令上の走行不能時に自力で修理工場に入庫した場合に、宿泊・移動・引取費用を補償し、宿泊施設の紹介等のサポートもします。

1事故につき

費用の種類	事前連絡あり	事前連絡なし
宿泊費用	2万円限度／1被保険者あたり	
移動費用	2万円限度／1被保険者あたり	
引取費用	15万円限度	

宿泊費用
ホテル等の有償の宿泊施設に臨時に宿泊せざるを得ない場合に要した1泊分の客室料をお支払いします。

移動費用
ご契約の自動車が走行不能となった地または入庫した修理工場から、出発地、居住地または当面の目的地へ合理的な経路および方法で被保険者が移動するために要した費用をお支払いします。

引取費用
修理工場等でご契約の自動車の復旧が完了した後、合理的な経路および方法でご契約の自動車を引き取るために要した往路1名分の交通費をお支払いします。

JAF会員向けサービス

JAF会員向けの方には以下のサービスがあります。

JAF会員の場合、お客さま同意のもと、原則JAFへ取次を行います。

	燃料切れ時の給油サービス	部品代・消耗品代	雪道・ぬかるみ等からの引き上げ	タイヤチェーン着脱	パンク応急修理
JAF非会員のお客さま	1保険年度に1回まで無料	自己負担	対象外	対象外	対象外
JAF会員のお客さま 事前連絡あり	1保険年度に2回まで無料	4,000円まで無料 1保険年度1回まで	対象	対象	対象

地域、気象、道路状況等により、レッカー車の到着にお時間がかかる場合や、ロードアシスタンスの提供を行えない場合がございます。
ロードアシスタンスの提供要件や内容の詳細は、「ご契約のしおり（普通保険約款および特約）」に記載の「ロードアシスタンス等諸費用特約」および「ロードアシスタンス利用規約」をご確認ください。

補償重複のご確認

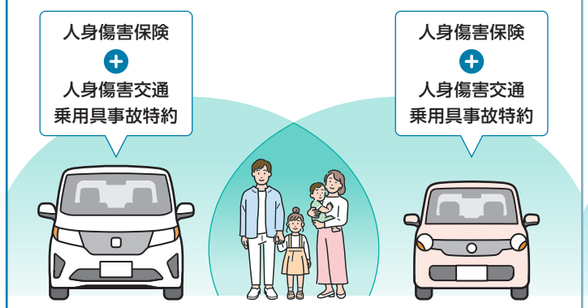


⚠ 補償の重複にご注意ください!

お客さまご自身およびご家族が※1、合計で2台以上の自動車保険をご契約する場合、補償が重複している可能性があります。
無駄な保険料を防ぐためにも、ご契約内容を見直し、適切な補償設計を行いましょう。

補償の重複事例　本人と配偶者が合わせて2台のお車をお持ちで**「人身傷害交通乗用具事故特約」**に加入する場合

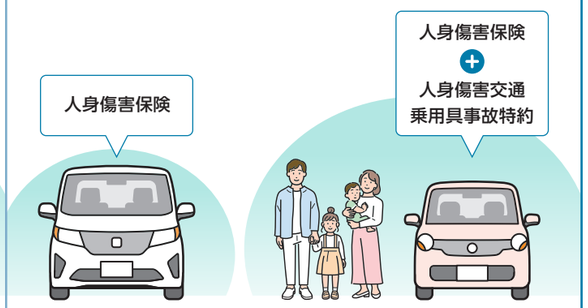
1台ごとに特約をセットした場合



△ 補償内容が重複するので
保険料が無駄になる可能性があります。

ご注意　1台目と2台目の保険金額がいずれも「無制限」でない場合、重複する補償内容については、お支払限度額が合算されて補償されます。

いずれかの車で特約をセットした場合



○ 1台のご加入でご家族も補償の対象となるので
保険料を無駄にすることがありません。

次の特約は、いずれかの自動車1台にセットすることで、家族全員が補償の対象になります。※2

人身傷害交通乗用具事故特約

P10へ

保険金額が「無制限」以外の場合は、複数のご契約に「人身傷害交通乗用具事故特約」をセットすると車外の人身傷害事故については、お支払限度額が合算されて補償されます。

弁護士費用特約
日常生活・自動車事故型／自動車事故限定型

P16へ

この特約を複数のご契約にセットする場合は、お支払限度額が合算されて補償されます。1つのご契約におけるお支払限度額は、P16をご確認ください。

ファミリーバイク特約

P17へ

主契約の対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険のいずれかの保険金額が「無制限」以外で、複数のご契約にこの特約をセットする場合は、主契約の保険金額が無制限以外の補償のお支払限度額が合算されて補償されます。

※1「お客さまご自身およびご家族」とは、次の①から④の方をいいます。
① 記名被保険者　② ①の配偶者　③ ①または②の同居のご親族　④ ①または②の別居の未婚のお子さま
※2 記名被保険者によっては、被保険者の範囲が異なることがありますので、1台目と2台目以降のご契約の記名被保険者が異なる場合やご家族が別居された場合は被保険者の範囲にご注意ください。また、1台目のご契約のみに特約をセットしている場合は、そのご契約が解約となったときなどは補償がなくなることがありますので、2台目以降のご契約内容の見直しをおすすめします。

補償重複について詳しくはこちらに掲載しています。

各種割引制度のご説明

詳しい割引の適用条件や本ページに掲載していない割引、およびその他の注意事項についてはこちらをご確認ください。 ▶

ご契約内容や条件によって適用されるお得な割引があります!

ノンフリート多数割引
最大6%割引

ご契約期間の初日において、ご契約者が次のいずれかの方を記名被保険者として2台以上の自動車を1保険証券でご契約される場合は、台数に応じて「ノンフリート多数割引」として保険料を割り引きます。
- ご契約者・ご契約者の配偶者・ご契約者またはその配偶者の同居のご親族
- リース業者がご契約者となる場合はそのリースカーの借主、その配偶者またはそれらの方の同居のご親族

ご契約台数	割引率
2台	3%
3台以上5台以下	4%
6台以上	6%

ご注意　複数の保険証券でご契約される場合でも、一定の条件を満たしたときは、この割引が適用されます。

車齢別割引

ご契約の自動車が自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）で、車齢※が121か月以内の場合は、車齢別割引区分に応じた割引を適用し、「車齢別割引」として保険料を割り引きます。

※「車齢」とは自動車検査証などに記載の初度登録年月（または初度検査年月）の翌月から起算して、ご契約期間の初日の属する月までの経過月数をいいます。

ご注意
1. ご契約の等級が6(S)等級であり、かつ事故有係数適用期間が0年の場合と、それ以外の等級または事故有係数適用期間の場合とでは異なる割引率を適用します。
2. 用途車種が自家用普通乗用車または自家用小型乗用車と、自家用軽四輪乗用車とでは異なる割引率を適用します。

車齢別割引区分					
13か月以内	14か月～25か月	26か月～37か月	38か月～49か月	50か月～61か月	
62か月～73か月	74か月～85か月	86か月～97か月	98か月～109か月	110か月～121か月	

安全運転割引
最大20%割引

ご契約の等級が6(S)等級または7(S)等級で、事故有係数適用期間が0年の場合にかぎり、記名被保険者がスマートフォンアプリ「SOMPO Drive」の運転診断を実施したときは、その運転履歴に基づき算出された安全運転スコア※に応じて、右表のとおり「安全運転割引」として保険料を割り引きます。

※損保ジャパンが有効と判断した走行時間が10時間以上であるなど、一定の条件を満たしている場合に、ご契約期間の初日または変更日の10日前から過去180日間の走行情報等に基づき、損保ジャパンが算出します。

安全運転スコア ＼ 等級	6(S)等級	7(S)等級
80～100点	20%	5%
60～79点	12%	3%

走行特性割引
5%割引

「保険料算出に関する特約（運転特性反映型）」をセットしたご契約の運転特性計測期間※1における運転特性スコア※2が80点以上の場合は、損保ジャパンと締結する継続後のご契約※3※4に対し、約款に定められた規定に従い「走行特性割引」として保険料を割り引きます。

※1 運転特性スコア※2を算出するために走行情報等を受領する期間をいい、約款に定める運転特性計測期間起算日の属する月の6か月前の月の末日から過去12か月間とします。ただし、「保険料算出に関する特約（運転特性反映型）」がセットされている期間にかぎります。
※2 損保ジャパンが有効と判断した走行時間が10時間以上であるなど、一定の条件を満たしている場合に、ご契約の自動車に搭載された損保ジャパン指定の車載機により取得した走行情報等に基づき、損保ジャパンが算出します。
※3 保険期間の初日が、継続前のご契約の満期日または満期日の翌日から起算して7日以内であることなど一定の条件があります。
※4「保険料算出に関する特約（運転特性反映型）」をセットしたご契約のご契約期間が1年を超える場合は、そのご契約の2年度目以降を含みます。

ご注意　損保ジャパンが走行情報等を正常に取得できないなど、運転特性スコアを算出できない場合は、割引を適用できないことがあります。

65歳以上優良割引
3%割引

ご契約の等級が20等級であり、かつ事故有係数適用期間が0年の場合で、ご契約期間の初日における記名被保険者の年齢が65歳以上であるときは「65歳以上優良割引」として保険料を割り引きます。

ご注意
1. 運転者年齢条件が26歳以上補償もしくは35歳以上補償の条件でご契約された場合にかぎります。
2. ご契約期間の途中で記名被保険者の変更があった場合は、変更日における記名被保険者の年齢によって割引の適用可否を判定します。

ASV割引
9%割引

ご契約の自動車がAEB（衝突被害軽減ブレーキ）を装備している自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）である場合は、「ASV割引」として保険料を割り引きます。
なお、ご契約期間の初日がご契約の自動車の型式に対応する割引適用終了日以前であるときにかぎり、この割引を適用します。割引適用終了日はその型式の自動車が発売された年度に「3年」を加算した年度の12月末日をいいます。

ご注意　型式ごとの損害率に応じた料率クラスを適用しない一部の改造車などの自動車には、この割引は適用されません。

Web証券割引
年間240円割引

ご契約者が保険証券（または保険契約継続証）の送付を不要とされ、ご契約内容等を損保ジャパン公式ウェブサイトでご確認いただく場合は「Web証券割引」として保険料を割り引きます。なお、ご契約期間が1年を超えるご契約の場合は、初年度のみこの割引を適用します。これにより削減された費用の一部を活用し、地域に寄り添った社会貢献活動「地域貢献プロジェクト」に取り組んでいます。

ご注意　ご契約の内容によっては、割引額が異なる場合や割引が適用できない場合があります。

「地域貢献プロジェクト」の詳細はこちら

ご契約条件の設定

「THE クルマの保険」は運転する方と自動車の使用目的に合わせて保険料が決まります。

「運転者限定特約」、「運転者年齢条件特約」により、補償の対象となる運転者の範囲を限定することができ、保険料の負担を抑えることができます。

P01でご自身の使用状況をチェックすることができます。 P01へ

運転者限定特約

運転者を本人または本人・配偶者に限定した場合は、限定された方がご契約の自動車を運転中の事故にかぎり、保険金をお支払いします。この特約の限定する運転者の範囲ごとに、運転者年齢条件特約の区分および記名被保険者の年齢に応じて割引率を適用します。

運転者年齢条件特約

運転者年齢条件（21歳以上補償、26歳以上補償、35歳以上補償）を設定した場合は、運転者年齢条件を満たす方がご契約の自動車を運転中の事故にかぎり、保険金をお支払いします。

使用目的

ご契約の自動車を、どのような目的で使用されるかによって、事故の起こりやすさが異なるため、使用目的に応じて保険料が決まります。

運転免許証の色（ゴールド免許割引）

ご契約期間の初日時点で、記名被保険者が保有している運転免許証の色がゴールドである場合は、保険期間に応じて「ゴールド免許割引」として保険料を割り引きます。
また、運転免許証の更新手続きが可能な期間中にご契約期間の初日がある場合で、次のいずれかの条件を満たしているときは、運転免許証の色がブルーであってもゴールド免許割引を適用します。

①運転免許証を更新すればゴールド免許を保有できるが、
　ご契約期間の初日時点で更新していない場合
②運転免許証を更新しなければゴールド免許を保有していたが、
　ご契約期間の初日時点で更新していた場合

割引率の例

保険期間	割引率
1年	16%

ご注意 3年超契約についても保険期間ごとに割引率が異なります。

記名被保険者年齢別料率区分

記名被保険者の年齢に応じた料率区分を設けています。
「ご契約期間の初日における記名被保険者年齢」に基づき料率区分を適用します。
なお、ご契約期間の途中で記名被保険者を別の方に変更する場合は、「変更日時点での新記名被保険者の年齢」による料率区分を適用します。

運転者年齢条件	記名被保険者年齢別料率区分											
「全年齢補償」または「21歳以上補償」	23歳以下	24歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳以上
「26歳以上補償」または「35歳以上補償」	29歳以下											

ご注意 記名被保険者年齢別料率区分は保険料算出のための区分であり、補償の対象となる運転者の範囲を制限するものではありません。

⚠ 同一の年齢条件であっても、記名被保険者の年齢により、保険料が異なります。

保険料を決定する要素として、次の制度などがあります。

ノンフリート等級別料率制度

所有・使用する自動車の総契約台数が9台以下（ノンフリート契約者）の場合は、1等級～20等級の区分、事故有係数適用期間により保険料が割引・割増されるノンフリート等級別料率制度を採用しています。

ご注意 ノンフリート等級別料率制度や割増引率は将来変更となる場合があります。

事故有係数適用期間

事故があった場合に「事故有」の割増引率を適用する期間（ご契約期間の初日における残りの適用年数）を示すものとして保険契約ごとに設定します。事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故」の割増引率、事故有係数適用期間が1年～6年の場合は「事故有」の割増引率を適用します。
なお、事故有係数適用期間は、保険契約申込書、保険証券（または保険契約継続証）などでは「事故有期間」という略称を使用していることがあります。

1 新たにご契約される場合

6（S）等級となり、右表の割増引率が適用されます。2台目以降の自動車について新たに自動車保険をご契約される場合で、複数所有新規契約（セカンドカー割引）の適用条件をすべて満たすときは、7（S）等級からスタートします。また、事故有係数適用期間は0年となります。

等級	割増引率
6（S）	3%割増
7（S）	38%割引

複数所有新規契約（セカンドカー割引）

自家用8車種の自動車を11等級以上でご契約されている方が、2台目以降の自動車（自家用8車種）を新たにご契約される場合で一定の条件を満たすときは、7（S）等級となり、上表の割増引率が適用されます。新たにご契約される2台目以降のご契約の記名被保険者・車両所有者がいずれも個人であり、かつ次の表に該当することが条件となります。

記名被保険者	車両所有者
● 1台目のご契約の記名被保険者 ● 1台目のご契約の記名被保険者の配偶者 ● 1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族	● 1台目のご契約の車両所有者 ● 1台目のご契約の記名被保険者 ● 1台目のご契約の記名被保険者の配偶者 ● 1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族

2 継続してご契約される場合（他社からの切替契約を含みます。）

等級の決定方法について

ご契約期間中無事故であれば、次回のご契約の等級は1等級上がります。また、保険金をお支払いする事故があった場合、次回のご契約の等級は事故の内容や件数によって決定します。
なお、保険金をお支払いする事故は3種類あり、次のとおり取り扱います。

事故の種類	等級の取扱い	事故の具体例
ノーカウント事故	右記の事故のみまたは右記の事故の組み合わせの場合は、事故の件数に数えません（等級は下がりません。）。	・人身傷害保険事故　・弁護士費用特約（日常生活・自動車事故型）／（自動車事故限定型）事故 ・ロードアシスタンス等諸費用特約事故　・個人賠償責任特約事故　・ファミリーバイク特約事故 ・代車費用特約事故　など
1等級ダウン事故	事故1件につき、1等級下がります。	・いたずらや盗難、飛び石により車両保険のみ支払われる事故 ・故障運搬時車両損害特約事故　など
3等級ダウン事故	事故1件につき、3等級下がります。	・ノーカウント事故および1等級ダウン事故に該当しない事故

適用する割増引率について

継続前のご契約の事故の有無・事故の種類に応じて次の割増引率を適用します。
事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故」の割増引率、1年～6年の場合は「事故有」の割増引率を適用します。

等級		1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率（%）	無事故	108	63	38	7	2	13	27	38	44	46	48	50	51	52	53	54	55	56	57	63
	事故有							14	15	18	19	20	22	24	25	28	32	44	46	50	51

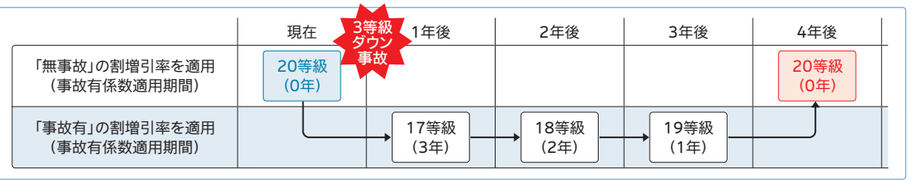
事故有係数適用期間について

事故有係数適用期間については、継続前のご契約の事故有係数適用期間に応じて次のとおり取り扱います。
ただし、6年を上限とし、0年を下限とします。

- 継続前のご契約の事故有係数適用期間が1年～6年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して「1年」を引いた後に、3等級ダウン事故件数1件につき「3年」を、1等級ダウン事故件数1件につき「1年」を加えます。
- 継続前のご契約の事故有係数適用期間が0年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して3等級ダウン事故件数1件につき「3年」を、1等級ダウン事故件数1件につき「1年」を加えます。

等級と事故有係数適用期間の例

20等級で3等級ダウン事故が1件起こった場合

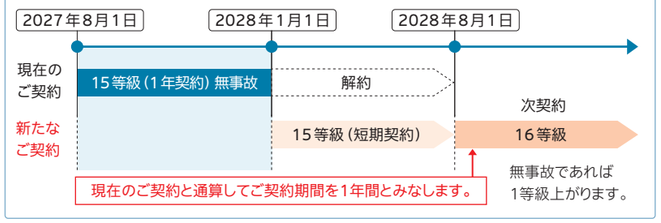


ノンフリート保険期間通算特則

現在のご契約※をご契約期間の途中で解約し、解約日から解約したご契約のご契約期間の初日の応当日までの短期契約を締結する場合、解約前後のご契約のご契約期間を1年とみなして、次契約（損保ジャパンでご契約の場合にかぎります。）の等級および事故有係数適用期間を決定します。
※この特則を適用しているご契約は除きます。

ご注意 この特則の適用に際しては、一定の条件があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

例）2027年8月1日からのご契約（ご契約期間1年）を2028年1月1日に解約後、この特則を利用して2028年8月1日までの短期契約を締結される場合



ご契約のお手続き

ご留意いただきたい点

ご契約の要件

次の要件をすべて満たしている場合のみ、「東芝ザ・用心坊」をご契約いただけます。
内容を十分にご確認ください。

「東芝ザ・用心坊」の「ご契約者」「記名被保険者」「ご契約の自動車の所有者」になれる方・なれない方について

01 **ご契約者**	**東芝グループの従業員** **東芝グループの定年扱退職者** 勤務されていた団体からご退職者として証明された方に限ります。	なれない方の例 ①ご家族 ②他団体からの出向者 ③取引先・下請業者 ④雇用期間が1年未満の方　など
02 **記名被保険者** （ご契約の自動車を主に使用される方） および **ご契約の自動車の所有者**	①ご契約者本人 ②ご契約者の配偶者 ③「ご契約者本人またはその配偶者」の同居のご親族※1 ④「ご契約者本人またはその配偶者」の別居の扶養親族※2	なれない方の例 ①別居の結婚しているお子さま ②別居の就職しているお子さま ③別居の扶養していないご両親　など

※1 同一家屋に居住する「6親等内の親族」、「配偶者（内縁の相手方および同性パートナーを含みます。）」および「3親等内の姻族」をいい同一生計や扶養の有無は問いません。
※2 健康保険法や所得税法における被扶養者をさしますが（どちらか一方でも該当すれば対象となります。）、一般的には健康保険証に記載されている方が対象となります。

別居として取り扱う例

・マンションなどの集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合（賃貸・区分所有の別を問いません。）
・同一敷地内であるが、別家屋で居住している場合（生計の異同を問いません。）
・単身赴任の場合
・就学のために下宿しているお子さま（住民票記載の有無は問いません。）
・二世帯住宅で、建物内部で行き来ができず、各世帯の居住空間の区分が明確な場合

上記 01・02 の要件を満たす方のみ、「東芝ザ・用心坊」のご契約が可能です。
ご契約内容の変更などにより、要件を1つでも満たすことができなくなる場合は、東芝保険サービスまでお問い合わせください。
なお、上記 01・02 が事実と異なる場合は、事故の際に保険金をお支払いできない場合があります。

保険料のお支払いについて

保険料の引去り開始時期は次のとおりです。

給与控除（12回払）でご契約の場合

- ご契約期間の初日が1日から15日のご契約　⇒　ご契約期間の初日の属する月の2か月後の給与から控除開始
- ご契約期間の初日が16日から末日のご契約　⇒　ご契約期間の初日の属する月の3か月後の給与から控除開始

口座振替※1でご契約の場合

- ご契約期間の初日が1日から15日のご契約　⇒　ご契約期間の初日の属する月の1か月後の27日※2に口座振替
- ご契約期間の初日が16日から末日のご契約　⇒　ご契約期間の初日の属する月の2か月後の27日※2に口座振替

※1 口座振替は、原則定年扱退職者のご契約者を対象としています。
※2 土日・祝日の場合は翌営業日となります。

ご契約時にご注意いただきたいこと（告知事項）

告知事項について、ご契約時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできなかったりすることがありますのでご注意ください。

ご契約の自動車について
- 車名　●型式
- 初度登録年月（または初度検査年月）
- 登録番号　●車台番号　●所有者
- 用途車種　●使用目的　●使用の本拠地
- 電気自動車、ハイブリッド自動車の該当有無
- 福祉車両の該当有無

など

記名被保険者について
- 氏名　●個人・法人の区分　●生年月日
- 運転免許証の色

その他
- ノンフリート契約、フリート契約の区分
- 所有・使用する自動車の総契約台数
- 過去1年間における保険会社からの解除の有無
- ご契約期間の初日から過去13か月以内における事故の有無・件数、等級、事故有係数適用期間
- 他の保険契約の有無

など

ご契約後にご注意いただきたいこと（通知事項など）

ご契約後に、次の事例のようにご契約内容が変更になる場合や、ご契約条件の変更を希望される場合は、東芝保険サービスまたは損保ジャパンまでご連絡ください。変更の内容によっては、保険料を追加でお支払いいただく、または返還させていただくことがあります。

自動車の変更※1

新しく自動車を買い替えた。

買い替え前の自動車と買い替え後の自動車の用途車種が同一グループであるなどの一定の条件のもとで、現在のご契約条件を新しい自動車に引き継ぐことができます。

運転者年齢条件の変更※1

息子も免許を取って家の自動車に乗るようになった。

お子さまの年齢がご契約の年齢条件を満たさない場合は、年齢条件の変更のお手続きが必要となります。

ご注意　運転者を限定したご契約の場合は、限定する運転者の範囲についてもあわせてご確認ください。

記名被保険者の住所、氏名等の変更※1

自動車を娘に譲り、私は乗らなくなった。

自動車を主に使用される方が変わる場合は、記名被保険者変更のお手続きが必要となります。

ご注意　運転者の限定または年齢条件の設定をしているご契約の場合は、補償される運転者の範囲を変更する必要がないかご確認ください。また、補償によっては、被保険者の範囲が変わる場合もありますので、あわせてご確認ください。

解約

自動車を運転することがなくなり、自動車保険がいらなくなった。

自動車保険を解約される場合は、ご契約の解約手続きが必要となります。

ご住所の変更

引越しをした。

ご住所を変更された場合は、所定のお手続きが必要となります。

車両保険金額の変更※1

新しくカーナビを買って、自動車に取り付けた。

付属品の取付け、取外しなどにより、自動車の価額が変わる場合は、車両保険の保険金額の見直しのお手続きが必要となります。

使用目的の変更※2

マイカーを仕事でも使うようになった。

自動車の使用目的は、①業務使用、②通勤・通学使用、③日常・レジャー使用の3つの区分に分かれています。自動車の使用目的の区分が変わる場合は、変更のお手続きが必要となります。

用途車種、登録番号の変更※2

自動車を改造して用途車種が変わった。

お引越しや用途の変更などで用途車種や登録番号が変わる場合は、お手続きが必要となります。

ご注意　変更後の用途車種などによっては、自動的に付帯または削除される特約があります。

前契約の事故件数の変更※2

ご契約時に告知した前契約の事故件数に変更があった。

前契約の事故の有無・件数などが変更になった場合は、ご契約に適用している等級および事故有係数適用期間が変更となることがありますので、お手続きが必要となります。

前契約の解除

前契約が解除になった。

前契約が解除になった場合など、ご契約に適用している等級および事故有係数適用期間が変更となる事実が発生したときは、お手続きが必要となります。

※1 あらかじめ東芝保険サービスまたは損保ジャパンまでご連絡いただけない場合は、保険金をお支払いできないなどお客さまに不利益が生じることがあります。
※2 ご契約者または被保険者には、これら通知事項に変更が生じた場合に遅滞なく東芝保険サービスまたは損保ジャパンまでご連絡いただく義務があります。
通知事項の変更について遅滞なく東芝保険サービスまたは損保ジャパンまでご連絡いただけない場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。
また、ご契約が解除された場合は、保険金をお支払いできないこともありますのでご注意ください。

ご契約の更新時には、更新手続き忘れをサポート!

ご契約更新時のサポート

＼「東芝ザ・用心坊」なら安心！／

安心更新サポート特約 自動セット

補償が途切れることのないように、
ご契約を自動更新する機能がセットされています。

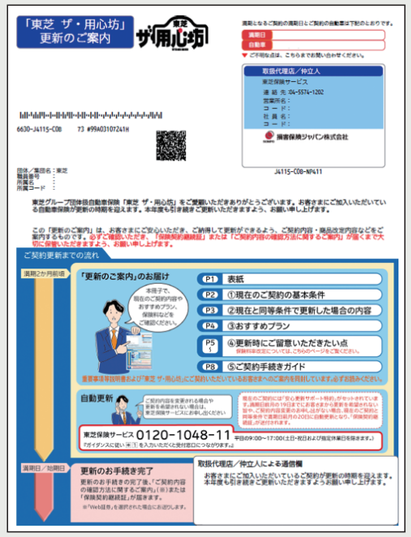
ご注意 明細付契約など一部対象外となるご契約があります。
また、ご契約内容の変更などにより、ご契約期間の途中で安心更新サポート特約の適用対象外となる場合があります。

自動継続型（2028年1月1日以降に満期を迎える方）

「安心更新サポート特約（自動継続型）」では、東芝保険サービスもしくは損保ジャパンまたはご契約者のいずれかからご契約を更新しない旨のお申出がなく、かつ、ご契約者から更新後契約のご契約内容についてお申出がなければ、通知締切日（満期日）の14日前に前年と同等条件※で自動的にご契約を更新し、保険契約継続証等を送付します。
なお、自動継続後であっても更新前契約の通知締切日（満期日）までに東芝保険サービスまたは損保ジャパンへお申し出いただければ、更新後契約の訂正および継続停止が可能です。自動継続を希望されない場合は、通知締切日（満期日）までに必ず東芝保険サービスまたは損保ジャパンまでご連絡ください。

2027年12月31日までに満期を迎える方

東芝保険サービスもしくは損保ジャパンまたはご契約者のいずれかからご契約条件の変更やご契約を更新しない旨のお申出がない限り、前年と同等条件※で満期日前月20日に自動的にご契約を更新します。
更新を希望されない場合は、満期日前月19日までに必ず東芝保険サービスまたは損保ジャパンへご連絡ください。
自動更新後に、ご契約内容の変更等ご希望される場合は遅滞なく満期日までに東芝保険サービスへお申し出ください。



お客さまへご送付する
「東芝ザ・用心坊」更新のご案内イメージです。

※車両保険金額については、更新時のご契約の自動車の市場販売価格相当額とさせていただきます。また、ご契約内容により、その他のご契約条件を一部変更させていただく場合があります。

記名被保険者（主にお車を使用される方）が 運転免許証を更新された場合

ご契約の更新時に、「免許証の色」と「有効年月」が変更となっている方は
お手続きをお願いいたします。

確認が必要となる方

- 現在のご契約期間中に、運転免許証の有効年月が到来された方（免許証を更新された方）
- 「ゴールド免許に関するみなし規定」を適用できる可能性のある方（詳しくはP㉓）
- その他（例：国際免許など）

免許証の色に変更がある方

- （ご自身でお手続き）損保ジャパン社のマイページ会員登録を行い、WEBでお手続きしてください。
- （電話でのお手続き）ご契約者ご本人さまより、東芝保険サービスにご連絡ください。

保険期間中に免許証の更新があった場合

保険期間中に免許証の色が変わっても、次回契約更新時まで、お手続きは不要です。



インターネットで自動車保険のご加入・ご継続手続きができます!

スマートフォン／パソコンで
自動車保険のご加入・ご継続手続きができます!

団体扱自動車保険 WEB更新サービス





©JAPAN-DA

＼便利!／
インターネット上で 24時間 いつでも自動車保険のご継続手続きができる
損害保険ジャパン株式会社のサービスです!

こんなメリットが!

- 面倒な申込書類のやりとりは、必要ありません！
- いつでも好きなときにお手続きができます！
- ご住所やお電話番号などの変更ができます！
- パンフレットやわかりやすい約款をパソコン上で確認できます！

申込書の提出は不要です！



お申し込みはこちらから！



損保ジャパン マイページ
https://www.sompo-japan.co.jp/mypage/

便利なサービスを
いつでも無料で
ご利用いただけます。

- ご契約内容の照会
- 住所・電話番号の変更手続き
- 代理店へのお問い合わせ　など

このページは損害保険ジャパン株式会社の団体扱自動車保険WEB更新サービスの手続きの概要を説明したものです。ご不明な点は、東芝保険サービスまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご利用登録方法

団体扱自動車保険WEB更新サービスお手続き方法

Step 1 上記2次元コードまたはURLから、損保ジャパンマイページの会員登録!

Step 2 マイページにログイン後、「更新のお手続き」ボタンよりお手続きいただけます!

安全運転割引を獲得できる **無料運転診断アプリ**

SOMPO Drive

初めてお車を買われる方や、2台目以降のお車を買われる方



運転診断結果で、自動車保険料が

最大20%お得に！

スマートフォンアプリ「SOMPO Drive」でいつでも運転診断にチャレンジ！

おすすめポイント1　安全運転スコアに応じて保険料がお得に！

納車前、納車後を問わず、運転診断にチャレンジできます。
取得した安全運転スコアによって、割引が適用できます。

安全運転スコア/等級	6(S)等級	7(S)等級
80～100点	20％割引	5％割引
60～79点	12％割引	3％割引

納車前に！

ご家族のお車や会社の車を運転時



レンタカー・シェアカーを運転時



納車後に！

ご自身の車を運転時



おすすめポイント2　保険期間の途中から安全運転割引が適用可能

保険始期日までに運転診断が間に合わなくても、条件を満たせば、保険期間の途中から安全運転割引が適用できます。

アプリダウンロード
ダウンロード後に利用登録

運転診断
5日以上かつ10時間以上運転し診断

契約前に割引獲得
または
契約後に割引獲得

保険期間の始期日もしくは保険期間の途中から割引の適用開始

アプリのダウンロードはこちら

利用登録に必要な入力項目はたったの4つです。
①メールアドレス ②氏名 ③パスワード ④運転免許証番号※
※マイナ免許証の場合、免許情報記録番号と読み替えます。

iPhone こちらから ▶

Android こちらから ▶

SOMPO Drive ウェブサイト

★「安全運転割引」の詳細は、P22をご確認ください。

用語のご説明

か行	解除	ご契約者または損保ジャパンからの意思表示によって、ご契約期間の途中でご契約を終了させることをいいます。なお、ご契約者からの意思表示による解除のことを解約ともいいます。
	記名被保険者	ご契約の自動車を主に使用される方で、保険証券（または保険契約継続証）などの記名被保険者欄に記載されている方をいいます。
	協定保険価額	ご契約者または車両保険の被保険者と損保ジャパンがご契約の自動車の価額として保険契約締結時に協定した価額をいい、保険契約締結時におけるご契約の自動車と同一の用途車種、車名、型式、仕様および初度登録年月または初度検査年月で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額により定めます。
	業務専用車	業務専用車とはプライベートや通勤には一切使用せず、業務にのみ使用する自動車をいいます。
	告知義務	ご契約時に、東芝保険サービスまたは損保ジャパンに対し、告知事項について知っている事実を告げ、また、正しい事実を告げなければならないという、ご契約者または記名被保険者（車両保険の被保険者を含みます。）の義務のことをいいます。
	告知事項	「危険（損害発生の可能性）に関する重要な事項」のうち、保険契約申込書などの記載事項とすることによって東芝保険サービスまたは損保ジャパンがご契約者または記名被保険者に対し、告知を求めたものをいいます。他の保険契約などに関する事項も含みます。
	ご契約者（保険契約者）	ご契約の当事者として、保険契約の締結や保険料のお支払いなど、保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方で、保険証券（または保険契約継続証）などの保険契約者欄に記載されている方をいいます。
	契約自動車	保険契約の補償の対象となる自動車で、保険証券（または保険契約継続証）記載の自動車のことをいいます。
	ご親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族のことをいいます。
さ行	自家用8車種	次の用途車種をいいます。 ①自家用普通乗用車　②自家用小型乗用車　③自家用軽四輪乗用車　④自家用小型貨物車　⑤自家用軽四輪貨物車 ⑥自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）　⑦自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超２トン以下） ⑧特種用途自動車（キャンピング車）
	自己負担額	保険金をお支払いする事故が生じた場合に、ご契約者または被保険者に自己負担いただく額をいいます。
	市場販売価格相当額	ご契約の自動車と同一の用途車種、車名、型式、仕様および初度登録年月または初度検査年月で同じ損耗度の自動車を自動車販売店などが顧客に販売する店頭渡現金販売価格相当額をいいます。消費税以外の税金、保険料、登録などに伴う費用などは市場販売価格には含まれません。
	所有者（車両所有者）	自動車を所有されている方で、保険証券（または保険契約継続証）などの車両所有者欄に記載されている方をいいます。 また、車両所有者は、原則として自動車検査証などの所有者欄に記載されている方となります。
	新車価格相当額	保険契約締結時における、ご契約の自動車の新車での市場販売価格相当額のことをいいます。
た行	通知義務	ご契約後やご契約期間の途中にご契約の内容に変更が生じた場合は、その事実・変更内容を遅滞なく東芝保険サービスまたは損保ジャパンに伝えなければならないという、ご契約者または被保険者の義務のことをいいます。
	同居	生活の本拠地として同一家屋※に居住していることであり、同一生計や扶養関係の有無は問いません。 ※同一家屋とは、建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものをいいます。 ただし、台所などの生活用設備を有さない「はなれ」、「勉強部屋」などは同一家屋として取り扱います。
		【別居として取り扱う例】 •マンションなどの集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合（賃貸・区分所有の別を問いません。） •同一敷地内であるが、別家屋で居住している場合（生計の異同を問いません。） •単身赴任の場合 •就学のために下宿しているお子さま（住民票記載の有無は問いません。） •二世帯住宅で、建物内部で行き来ができず、各世帯の居住空間の区分が明確な場合
	特約	普通保険約款の内容を補充・変更・削除・追加する内容を定めたものをいい、ご契約の内容により必ず付帯されるものと、ご希望により付帯できるものがあります。
は行	配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方※1および同性パートナー※2を含みます。 ※1 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 ※2 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 （注）内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合に限り、配偶者に含みます。
	被保険者	保険契約の補償の対象になる方をいいます。
	付属品	自動車に定着（ボルト、ナット、ねじなどで固定されており、工具などを使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。）または装備（自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備え付けられている状態をいいます。）されているものをいいます。なお、車室内でのみ使用することを目的としてご契約の自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、ETC車載器は、固定の方法がボルトなど以外であっても付属品として取り扱います。
		【付属品として取り扱うもの】（例） •自動車に定着されているステレオ・カーナビゲーションシステムなど •自動車に装備されているスペアタイヤ（1本）、標準工具など •法令等により自動車に定着または装備されている消火器、座席ベルトなど •オイル類のうち、潤滑油、バッテリーの電解液など
		【付属品として取り扱わないもの】（例） •燃料/ガソリン、軽油、プロパンガス（LPG）など •法令等により自動車に定着または装備することを禁止されているもの、エアスポイラー（法令に違反するもの）、オーバーフェンダー（標準装備のものおよび運輸支局の許可を得たものを除きます。） •通常装飾品とみなされるもの マスコット類、クッション、花ビン、膝掛など •その他の自動車用品/洗車用品、ボディーカバーなど （注）自動車に定着または装備されたものであっても車両保険の対象となりません。
	普通保険約款	ご契約いただいた保険契約の標準的なご契約内容などを定めたものをいいます。
	保険金	自動車事故により損害が生じた場合などに、保険会社が被保険者または保険金請求権者にお支払いする補償額のことをいいます。
	保険金額	保険金をお支払いする事故が生じた場合に、保険会社がお支払いする保険金の額または限度額のことをいいます。
	保険料	ご契約いただく保険契約の内容に応じて、ご契約者にお支払いいただく金銭のことをいいます。
ま行	未婚のお子さま	これまでに婚姻歴がないお子さまをいいます。
	無効	ご契約のすべての効力がご契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
	免責	保険金をお支払いする事故において、ご契約者などの故意や戦争、地震、噴火、津波による事故による損害など、特定の事情が生じたときに、例外的に保険金をお支払いしないことをいいます。
や行	用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色などに基づき損保ジャパンが定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車・一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車の区分をいいます。 （注）ダンプ装置がある場合などは、自動車検査証などの記載内容と同一であるとは限りません。